

公益財団法人ミモカ美術振興財団役員等の費用弁償規程

平成22年7月23日 規程第15号

公益財団法人ミモカ美術振興財団役員等の費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ミモカ美術振興財団(以下「この法人」という。)定款第17条第2項(評議員の費用弁償規定)、第33条第2項(役員等の費用弁償規定)及び第49条第4項(相談役の費用弁償規定)の規定に基づき、この法人の評議員、役員及び相談役(以下「役員等」という。)の費用弁償の支給の基準について定めることを目的とする。

(費用弁償の種類及び金額)

第2条 役員等が職務のため旅行(出張)をしたときは、費用弁償としてこの法人の旅費規程(平成22年規程第17号)に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料(食事料金を含む。))を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、役員等が職務により評議員会、理事会その他の会議に出席したときは、費用弁償として交通費実費弁償等(1日につき、1,000円)を支給する。ただし、常勤の役員等については、交通費実費弁償等を支給しない。

3 役員等が遠隔地から前項の会議に出席するため、特別の経費を要する場合には、この法人の旅費規程に定める基準に準じて、その費用を支給することができる。

(支給方法)

第3条 前条第2項の交通費実費弁償等及び第3項の特別の経費は、役員等が前条第2項の会議に出席する都度、現金又は口座振替により支給する。

(補則)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人ミモカ美術振興財団の設立の登記の日から施行する。(平成22年7月23日理事会議決)